

発行／三原市人権推進課  
 編集／三原市大和人権文化センター  
 所在地／三原市大和町下徳良107番地1  
 電話／0847-33-1308  
 FAX／0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

## 大和人権文化センターの利用について

地域での集まりや趣味のサークル活動などで、大和人権文化センターをお気軽にご利用ください。

- 利用時間：8時30分から22時までの間
- 申し込み：利用申請書をセンターに提出してください。
- 利用について、お気軽にご相談ください。利用内容により、施設使用料が減免及び免除になる場合があります。

### 【施設使用料】

区分	料金(1時間単位)
集会室	230円
会議室	30円
第一学習室	30円
第二学習室	30円
教養娯楽室(和室)	30円
クラブ室(和室)	30円
調理室	110円

※冷暖房を使用するときは、使用料の2割を加算します。  
 (10円未満切捨て)

## みんなで考える人権講座を開催します

と き 6月20日(月) 14時30分～15時30分

と ころ 久井保健福祉センター 集会室  
 (三原市久井町和草1906番地1)

演 題 「私らしく暮らせるみはらへ」  
 ～個性と能力が発揮できる社会をめざして～



内 容 男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざし、私たち一人ひとりができる取組について考えてみませんか？

講 師 人権啓発指導員 別所 邦彦さん ※ 新型コロナウイルス感染対策を行ったうえで実施します

定 員 40人(入場無料 事前申込み不要) ※ 大和地域では、9月に同内容で開催予定です。

## 本人通知制度に登録しましょう！

登録型本人通知制度は、住民票や戸籍を本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。不正請求や不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで、身元調査などの未然防止にもつながります。この制度を利用するためには、簡単な登録が必要です。登録数が増えることが抑止力につながります。みなさん、登録をしましょう。

登録は、市民課又は各支所まちづくり係

市民課

HP



### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

日 時 6月17日(金) 9:00～12:00  
 場 所 大和人権文化センター 会議室  
 相談内容 くらしの相談・土地や家屋に関する相談  
 相談員2名で対応します。次回は、7月15日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
 大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- と き 土・日・祝日は除く  
10:00～16:00
- と ころ 三原市大和人権文化センター
- 電 話 0847-33-1308

# 人権のひろば



人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

いろいろな人権課題への取り組み 刑を終えて出所した人へ

広島県人権啓発推進プラン(第5次)より

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の難しさなど、社会復帰を目指している人たちにとって現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が、社会で孤立・排除されることなく、再び社会の一員として受け入れられるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々が罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせる必要があります。

## 【現状と課題】

内閣府の世論調査(平成30(2018)年)によると、犯罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思う人の割合は、53.5%で、前回(平成25(2013)年実施)の結果59.1%から減少しており、刑を終えて出所した人に関わることへの不安感・抵抗感は依然として根強い状況にあります。刑を終えて出所した人に対する県民の関心を高め、理解の促進につながるような取り組みをする必要があります。 ※ 出典:「再犯防止対策に関する世論調査」内閣府

## 【具体的な取り組み】

- 県が、再犯防止推進法に基づき、刑を終えて出所した人を含む犯罪・非行をした人の更生支援計画を策定し、市町の計画策定の働きかけ、福祉関係者に対する研修などにより、犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、社会全体の理解促進に取り組みます。
- 更生保護への理解を深める取り組みである「社会を明るくする運動」を地域と連携して推進します。

## ★きょうは何の日? 6月 人権カレンダー

### 6月1日 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として定めています。人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーとして、さまざまな人権侵害など、皆さんの問題解決のお手伝いをしています。女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題やインターネット上の人権侵害などでお困りの方はご相談ください。

全国共通人権相談ダイヤル (0570-003-110)

※平日: 午前8時30分~午後5時15分まで

※ 法務局や人権擁護委員、県、市町などで構成される人権啓発活動ネットワーク協議会では、人権への理解を深めてもらうため、講演会や人権教室を実施しています。ぜひご参加ください。